

【ご説明資料】

令和 5 年 2 月 1 日
原子燃料工業株式会社 東海事業所

原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、原子燃料工業(株)東海事業所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

なお、茨城県地域防災計画及び東海村地域防災計画に抵触する修正はありません。

2. 主な修正内容

(1) 別表第 9 その他の原子力防災資機材

通信関係 衛星電話

保管場所（配備場所）「加工工場 組立室」→「加工工場」

「輸送本部」→「資材管理棟」

【保管場所の移動及び記載の適正化】

理由：緊急時、より取り出しやすい保管場所かつ管理方法の最適化

(2) 別表第 9 その他の原子力防災資機材

通信関係 ファクシミリ

保管場所（配備場所）「技術棟」→「資材管理棟」

【保管（配置）場所の変更】

理由：緊急時の作業性向上及びファクシミリ機材の機能向上並びに機器のリスク分散配置のため

(3) 別表第 9 その他の原子力防災資機材

その他の資機材 防災用テント

保管場所（配備場所）「記録保管庫 I」→「事務棟」

【保管場所の移動】

理由：災害発生時に速やかに活動が実施できる事務棟防災資機材保管場所に移動

(4) 別図第 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報（報告）経路 (1 / 2)

(1) 事業所内での事象発生時の通報（報告）経路

通報（報告）先 「総務省 消防庁（応急対策室）」を削除

【消防庁への通報連絡の廃止に伴う対応】

(5) 別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（報告）経路（2/2）

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報（報告）経路

通報（報告）先

「国土交通省 自動車局 安全・環境基準課」→「国土交通省 自動車局 車両基準・国際課」に変更

【国土交通省自動車局の組織再編に伴う対応】

(6) 別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の報告（連絡）経路（1/2）

(1) 事業所内での事象発生時の報告（連絡）経路

通報（報告）先 「総務省 消防庁（応急対策室）」を削除

【消防庁への通報連絡の廃止に伴う対応】

(7) 別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報後の報告（連絡）経路（2/2）

(2) 事業所外運搬での事象発生時の報告（連絡）経路

「国土交通省 自動車局 安全・環境基準課」→「国土交通省 自動車局 車両基準・国際課」に変更

【国土交通省自動車局の組織再編に伴う対応】

(8) 別図第7 原子力防災資機材等の保管（配備）場所

「輸送本部」を「資材管理棟」に変更

「警備室・技術棟」の表記を削除

「安全管理棟・対策本部（緊急時対策所）」に「警備室」の表記を追加

通信関係 衛星電話「輸送本部」から「資材管理棟」

通信関係 ファクシミリの保管場所（配備場所）「技術棟」から「資材管理棟」

その他の資機材 防災用テント「記録保管庫Ⅰ」から「事務棟」

【記載の適正化】

以 上